

福島県イノシシ管理計画（第4期）の概要

1 計画の目的（変更なし）

イノシシの管理を進めることにより、イノシシによる人身被害の防止と生活環境被害及び農業被害の低減を図ることを目的とする。

2 保護管理すべき鳥獣の種類（変更なし）

本県に生息するイノシシを対象とする。

3 特定計画の期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5カ年とする。

※第3期：[平成31年4月1日～令和6年3月31日]

4 管理が行われるべき区域（変更なし）

県内全域

5 管理の目標

(1) 目標

地域の状況に合わせた順応的な管理により、イノシシ生息数の低密度化及び人の生活圏からの「すみ分け」を推進し、イノシシによる農業被害金額の減少と人身被害の防止を図る。

主な指標 ・ 農業被害金額の減少（令和10年度目標 62,000千円以下※）
・ 人身被害件数0件
・ 目撃頻度の減少（アンケートによる）
・ 掘り返し被害の減少（アンケートによる）

※年次変動が大きい場合、単年度のみではなく、安定的に被害額を抑えられたかを判断指標とする。

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

イノシシの管理にあたっては、まず状況を把握し、その状況に合わせた対策を実施していくことが重要である。そのため、モニタリングによる情報収集を強化し、対策の効果検証を行いながら、軌道修正を図っていかなくてはならない（順応的な管理の実施）。

また、本計画の目的である「イノシシによる人身被害の防止と生活環境被害及び農業被害の低減を図る」ためには、「生息環境管理」「被害防除対策」「個体群

管理」の3つを総合的に組み合わせ、人の生活圏にイノシシが入ってこないよう防除対策を行いながら、入り込んでしまった個体を排除していくことが重要である（下図）。

対策の実施は、個人個人が実施することはもちろんだが、広域で連携をしたほうが効率的な場合もあることから、地域の被害状況によっては地域ぐるみでの対策を検討することも必要である。さらに、各種対策の進み具合や捕獲体制、豚熱感染の有無や感染時期なども考慮しながら、限られた労力でどこまでを守る範囲とするか、自分たちの力でどこまで対策を継続することができるかを地域毎に検討し、地域にあった対策を推進していかなければならない。

以上を踏まえ、今期計画では、「情報管理」「生息環境管理」「被害防除対策」「個体群管理（捕獲）」「人材育成」の5つを柱とし、地域の状況に合わせた対策を講じていくことで目標達成を目指す。



図 地域における対策の実施イメージ

対策の5つの柱

情報管理	モニタリング、市町村・狩猟者への情報提供、 年度別実施計画の作成
生息環境管理	緩衝帯整備、普及啓発
被害防除対策	被害防除柵の設置推進、普及啓発
個体群管理 (捕獲)	捕獲、捕獲体制の維持・強化、捕獲の効率化
人材育成	専門職員の育成・確保、集落や地域のリーダー育成